

報道関係者 各位

令和3年7月5日

【照会先】

医政局地域医療計画課

医療監視専門官 水村 隆史(内線 2764)

大野 豊(内線 2764)

(代表電話) 03-5253-1111

特定機能病院に対する立入検査結果について(令和2年度)

医療法の規定に基づき、令和2年度に各地方厚生(支)局が実施した特定機能病院に対する立入検査結果の概要について公表します。

1. 立入検査の目的

特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。

2. 実施主体等

医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣(各地方厚生(支)局長)が実施。(原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施)

3. 実施時期等

特定機能病院87病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度の実施をもって、令和2年度に実施したものとみなす取扱いとした。

4. 立入検査結果

令和2年度については、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、8病院に対して立入検査を実施。(それ以外の病院に対しては、必要に応じて書面等による確認を行い、令和3年度の実施をもって、令和2年度に実施したものに替えることとしている。)

なお、8病院に対しては、立入検査実施後、概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部(局)長あて立入検査結果を通知済み。

特定機能病院に対する立入検査について

1. 立入検査の目的

- 特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

2. 実施主体等

- 医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。
（原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施）

（参考）医療法

第25条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（略）

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3. 実施時期等

- 特定機能病院87病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。
ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度の実施をもって、令和2年度に実施したものとみなす取扱いとした。

4. 立入検査結果

- 令和2年度については、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、8病院に対して立入検査を実施。（それ以外の病院に対しては、必要に応じて書面等による確認を行い、令和3年度の実施をもって、令和2年度に実施したものに替えることとしている。）なお、8病院に対しては、立入検査実施後、概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知済み。

令和2年度 特定機能病院立入検査結果について

- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、一部の特定機能病院に限定して実施。
令和3年3月31日現在、実施した8病院に対し立入検査結果を通知済み。

1. 実施結果

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 「不適切な事項」を通知した病院 | 0病院 |
| (2) 「検討を要する事項」を通知した病院 | 0病院 |
| (3) 「口頭指摘事項」のあった病院 | 6病院 |
| (4) 指摘事項等がなかった病院 | 2病院 |

2. 主な指摘（指導）事項

- | | |
|-------------------|------|
| ○ 「口頭指摘事項」 | 14件 |
| ①医療の安全管理のための体制の確保 | (5件) |
| ②監査委員会の設置 | (3件) |
| ③情報提供受付窓口の設置 | (1件) |
| ④職員研修の実施 | (2件) |
| ⑤管理者の選任に係る基準等の整備 | (2件) |
| ⑥管理者が有する権限に係る措置 | (1件) |

※ 指摘のあった病院に対しては、検査時に改善計画の提出を求め、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。